

第3章 計画の目指す方向

1 計画の基本理念

近年の地域福祉を取り巻く国および県の動向、本市の現状を踏まえて、第3次香取市地域福祉計画の基本理念を次のように定めます。

**つながり育む 支え合いのまち かとり
～ わたしらしく輝けるまち ～**

第2次計画では、「健やかに住み続けたい 支え合いのまち 香取 ～人が輝き 人が集う地域～」を基本理念として地域福祉の推進に取り組んできました。

一方で、統計データやアンケート調査結果、第2次計画の評価結果から、少子高齢化の進展など社会情勢が変化していること、人々の意識や価値観が変容しつつあること、また、それによって人や世帯、地域が抱える課題が多岐にわたることなどが明らかとなりました。

福祉ニーズは増大し、多様化・複雑化する一方で、これまで地域福祉を支えてきた人材は不足し、人々の地域づくりの主体としての関わりも弱くなっています。また、地域の人々の交流が少なく、それによりつながりも薄れてきています。そのような状況の中、日常生活は維持できても、災害などの緊急時や高齢になったときの生活には不安を感じる人が多くいます。

これら本市の地域福祉を取り巻く現状を踏まえて、「つながり育む 支え合いのまち かとり ～わたしらしく輝けるまち～」を基本理念として、地域福祉を推進します。人々がつながり、支え合いのまちをともに育むことを共通の価値としつつ、その実現に向けては一人ひとりがその人らしく取り組み、輝きをもてることを基本的な考えとしています。



2 計画の基本目標



基本目標 1 地域共生を目指す意識づくり

地域福祉を進めていくためには、支え合い・助け合いの関係をにつくっていくという地域共生の考え方が浸透していくことが必要です。意識啓発や生きがい・健康づくり、地域の交流の促進などを通じて、地域共生の意識を育む基盤づくりを進めます。



基本目標 2 地域福祉推進の体制づくり

地域の多様なニーズに対応していくためには、地域の中で支え合い・助け合いの活動を活性化させるとともに、一人ひとりに合ったサービスを提供できるようにすることが必要となります。個々の地域活動の活性化と関係機関・団体の連携強化、サービスの質の向上を図ることで、地域福祉を一体的に推進する体制づくりを進めます。



基本目標 3 安全・安心に暮らせる環境づくり

地域で安全に安心して暮らしていくためには、自然災害に対する備えや災害時の適切な対応、地域の安全を守る活動、生活移動手段を確保することが必要です。平時からの災害対策の推進と防犯・交通安全対策の推進、生活環境の整備を通じて、安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。



基本目標 4 権利擁護を支える基盤づくり

認知症や障害などによって判断能力が低下しても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、権利擁護支援のための基盤を整える必要があります。権利擁護についての意識啓発、相談窓口の周知や連携強化など権利擁護支援のための体制の整備、成年後見制度等の利用促進など、権利擁護を支える基盤づくりを進めます。



基本目標 5 再犯防止に向けた地域づくり

地域の誰もが孤立することなく、地域社会の一員となって支え合う社会を実現するには、犯罪をした人等の社会復帰を支援し、再び罪を犯してしまうことのないよう取り組む必要があります。再犯防止に対する理解の促進、住居や就労など生活基盤の整備にかかる支援の充実、社会復帰のための包括的な支援体制を構築することなどを通じて、再犯防止に向けた地域づくりを進めます。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	根拠法
つながり育む 支え合いのまち かとり わたしらしく輝けるまち	1. 地域共生を目指す意識づくり	1-1 地域共生の意識啓発 1-2 社会参加の推進 1-3 地域の中の交流の促進	社会福祉法
	2. 地域福祉推進の体制づくり	2-1 地域活動の活性化 2-2 情報提供・包括的な相談支援体制の充実 2-3 サービスの質の向上	
	3. 安全・安心に暮らせる環境づくり	3-1 災害対策の推進 3-2 防犯・交通安全対策の推進 3-3 移動等快適な生活環境の整備	
	4. 権利擁護を支える基盤づくり	4-1 権利擁護に関する意識啓発・理解の促進 4-2 権利擁護を支援する体制の整備 4-3 成年後見制度等の利用の促進	成年後見制度の利用の促進に関する法律
	5. 再犯防止に向けた地域づくり	5-1 再犯防止に対する理解の促進 5-2 住居・就労など生活基盤にかかる支援の充実 5-3 社会復帰のための包括的な支援体制の構築	再犯の防止等の推進に関する法律

1-1 地域共生の意識啓発

施策

あいさつ・声かけ運動、地域や学校における福祉教育の充実などを通じて、地域共生についての意識啓発を行います。

市による取り組み

① あいさつ・声かけ運動の推進

概要	あいさつや声かけを通じ、隣近所とのつながりを推進し、地域の問題に地域で向き合い、助け合う関係性の構築を目指します。高齢者世帯以外にも、見逃されがちな要支援世帯に見守り対象の拡大を図ります。
担当課・機関	社会福祉課、市民協働課、学校教育課、社会福祉協議会

② 共生社会実現のための学びの推進

概要	生涯学習の講座や社会福祉協議会の事業などにより、福祉や共生社会について学ぶ機会の拡充を図ります。高齢者や子育て世代、若者、障害のある人など、すべての市民を対象に実施することにより、市民の交流を図り、共生の意識を高めます。
担当課・機関	社会福祉課、生涯学習課、社会福祉協議会

③ 学校における福祉教育

概要	福祉施設訪問、中学生社会体験学習、ふれあい交流、手話教室など、福祉教育活動の支援を行うとともに、「特別の教科 道徳」や教科・領域との関連を図れるようにしていきます。 また、地域教育の一環として、地域ボランティアや地域の施設・事業所との連携を通して福祉教育を推進します。
担当課・機関	学校教育課、社会福祉協議会

④ 男女共同参画の推進

概要	男女が、性別にかかわらず、子育てや介護、地域活動などにその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、市民への周知や意識改革のための研修会、セミナーなどを継続的に実施します。
担当課・機関	市民協働課

⑤ 多文化共生に向けた取り組みの推進 **新規**

概要	市内の在住外国人等が地域で安心して就労、生活できるよう、イベントの開催など啓発・交流の機会を設けることで、異文化への理解を促し多文化共生に向けた意識の向上を図ります。
担当課・機関	市民協働課、生涯学習課、学校教育課

⑥ 社会福祉大会の開催

概要	福祉関係者が一堂に会し、地域福祉に対する功労者を表彰するとともに、地域共生社会の意識啓発を図ります。
担当課・機関	社会福祉協議会

市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 隣近所の人と気軽にあいさつを交わしましょう
- 住民一人ひとりが地域の人々とながら、役割を持って地域で支え合う「地域共生社会」について考えてみましょう
- 市や社会福祉協議会が開催する講習会やセミナーなどに参加してみましょう



1-2 社会参加の推進

施策

地域ぐるみで健康づくりや介護予防に取り組むとともに、高齢者や障害のある人が活躍する機会を確保することにより、地域の人々の社会参加を推進します。

市による取り組み

① 地域ぐるみの健康づくりの推進

概要	市民が日常生活の中で、運動習慣・食生活改善などの健康づくりを実践できるよう、各種教室の開催や地域の香取市健康推進員の育成を進めます。 また、関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみの健康づくりを推進します。
担当課・機関	健康づくり課、生涯学習課

② 障害者雇用の促進

充実

概要	職場適応援助者（ジョブコーチ）派遣事業、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の雇用・労働施策を活用した障害者雇用の促進するなど、就労への流れを構築し、職場への定着に向けたよりよい仕組みづくりを図ります。 また、就労継続支援事業所などの障害福祉サービス事業所が、障害のある人にとって継続的な社会参加の拠点となるよう、関係機関の連携強化を通じて工賃向上に取り組めます。
担当課・機関	社会福祉課

③ 高齢者の就労促進

概要	高齢者の就労を促進するため、高齢者の就労にかかる情報を提供するとともに、シルバー人材センターの活動を支援します。また、高齢者の多様な働き方に合わせて、シルバー人材センターの新規会員の確保と受注機会の拡大を図れるよう活動の周知に取り組めます。
担当課・機関	商工観光課

④ 介護予防の推進

概要	介護予防や認知症予防、閉じこもり予防に関する教室・研修会の開催などを通じて、知識の普及を図り、住民主体による予防の取り組みを支援します。
担当課・機関	高齢者福祉課

⑤ 高齢者クラブ活動の推進

概要	高齢者の生きがいと健康増進のため、その知識と経験を生かした地域への奉仕活動を行っている高齢者クラブの活動を推進します。
担当課・機関	高齢者福祉課、社会福祉協議会

⑥ 生活困窮者の地域活動参加の支援 新規

概要	就労や心身の状況などさまざまな事情から生活困窮状態にある人が生きがいややりがいを見出し、地域の一員として交流が図れるよう支援します。
担当課・機関	社会福祉課

市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- いつまでも元気に、健康に過ごせるように、地域で開催される運動教室や栄養教室、介護予防教室に参加して健康づくりに取り組みましょう
- 障害についての理解を深め、障害のある人の就労をサポートしましょう
- やりがい、生きがいを感じられる趣味や仕事を持ちましょう
- 地域での活動に関心がある高齢者の人は、高齢者クラブに参加してみましょう



1-3 地域の中の交流の促進

施策

住民に身近な地域でサロンやイベントを開催するなど、地域において多様な人々が気軽に参加できる機会を創出し、地域の中での交流を促進します。

市による取り組み

① 交流のための多様な場・居場所づくりの推進 新規

概要	地域において、世代や属性を超えて市民同士が気軽に交流するための場・居場所づくりを進めるため、分野や領域を超えた地域づくりの担い手が出会う機会を創出します。
担当課・機関	社会福祉課、市民協働課、社会福祉協議会

② ふれあいサロンの開催

概要	市民同士の気軽な交流のため、ふれあいサロンを開催するとともに、さらに小さな単位での実施を目指し、活動に必要な経費などを助成します。また、ふれあいサロンの活動を担う人材の発掘と育成に取り組みます。
担当課・機関	高齢者福祉課、市民協働課、社会福祉協議会

③ 交流活動拠点の整備

概要	身近な圏域において地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点について、既存施設の利便性の向上や公的施設の活用のほか、空き家・空き店舗、民間施設等の活用も検討します。
担当課・機関	社会福祉課、社会福祉協議会

④ 障害者のイベント等への参加・交流促進

概要	市内で行われる行事やイベントなどについて、障害のある人など誰もが参加し楽しめる企画立案に取り組みます。
担当課・機関	社会福祉課、社会福祉協議会

市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 地域で開催されるサロンやイベント等に、気軽に参加してみましょう
- 地域でサロンを開催するなど、多様な人々が参加し交流できる機会をつくりましょう

2-1 地域活動の活性化

施策

ボランティアや自治会、住民自治協議会などの各種活動を支援するとともに、連携と協働を推進し、新たな人材の発掘・育成支援を行うことで、地域活動の活性化を図ります。

市による取り組み

① ボランティア活動についての情報提供 充実

概要	ボランティア情報について広報紙やホームページ等で発信するとともに、気軽に参加できるボランティア等について、積極的に募集していきます。
担当課・機関	市民協働課、社会福祉協議会

② ボランティア人材の発掘と育成 充実

概要	ボランティア人材の発掘と育成のため、目的別養成講座を継続します。また、初級的な講座から一歩進んだ中級的講座、生活支援の担い手養成講座（制度の狭間を埋める支援）の開講を充実します。 また、有償ボランティアについても検討していきます。
担当課・機関	社会福祉協議会

③ ボランティアセンター機能の強化 充実

概要	ボランティアの育成と団体支援の拠点となるボランティアセンターの運営やボランティアコーディネーターの活動を支援します。 また、ボランティア活動に取り組みたい人とボランティアを求める団体のマッチングを図るためのコーディネート機能を強化します。
担当課・機関	社会福祉協議会

④ 交流会の開催

概要	ボランティアセンター登録者・団体、関心のある人同士の交流会を開催し、地域のニーズや各団体が抱える課題、取組事例について積極的な情報共有・意見交換を図り、連携を強化します。
担当課・機関	社会福祉協議会

⑤ **コミュニティソーシャルワーカーの育成・活用**

概要	地域の課題を把握し、的確なコーディネートが行える人材として、コミュニティソーシャルワーカーの活用について検討し、育成を図ります。
担当課・機関	社会福祉課、社会福祉協議会

⑥ **生活支援体制整備事業の推進** 充実

概要	生活支援コーディネーターを中心に、社会福祉法人、ボランティアや地区社会福祉協議会、NPO、民間企業など、地域の多様な事業主体による生活支援サービスがすべての世代に対する広がりをもって提供される体制を強化します。
担当課・機関	高齢者福祉課

⑦ **市民活動団体の支援**

概要	本市を拠点として活動しているボランティアやNPOなどの市民活動団体を支援します。 また、社会福祉協議会や自治会、住民自治協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの各種団体同士の情報共有を促進し、連携を図ります。
担当課・機関	市民協働課

⑧ **社会福祉協議会との連携・協働の推進**

概要	地域福祉活動を推進する中核機関として重要な役割を担う社会福祉協議会との連携を強化するとともに、機能の充実を支援します。
担当課・機関	社会福祉課

⑨ **自治会活動活性化の促進**

概要	地域の交流や親睦を目的とした活動等の情報発信や実施を支援し、地域で生活する市民のコミュニティ意識の醸成を図ります。 また、自治会活動の拠点となる地区集会施設などの整備に対する助成を継続し、地域活動の活発化を図ります。
担当課・機関	市民協働課

⑩ **住民自治協議会の活動支援、連携促進**

概要	行政サービスとの協働をより一層促進し、住民自治協議会組織の強化・自立を図ります。また、住民自治協議会の情報発信や協議会同士の情報共有を支援し、新たな担い手を発掘・育成します。
担当課・機関	市民協働課

⑪ 民生委員・児童委員、主任児童委員活動の支援

概要	各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員同士の情報共有を促進するとともに、市から必要な情報を提供することにより、市民に支援が行き届くようにします。 また、研修会や委員同士の意見交換会などの開催を通じて、資質の向上を図ります。
担当課・機関	社会福祉課

市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 関心のある活動があれば、取り組める範囲でボランティアに参加してみましよう
- 自治会や住民自治協議会、民生委員・児童委員の活動に関心を持ちましよう
- ボランティアや自治会、住民自治協議会の活動を活性化させましよう
- 地域で活動するボランティアや団体は、交流する機会を持ちましよう
- 地域の住民一人ひとり、ボランティア、団体がつながりを持ち、協力して地域の課題解決に取り組ましよう



2-2 情報提供・包括的な相談支援体制の充実

施策

多様化・複雑化する課題の解決に向けて、福祉の活動や窓口に関する情報提供を充実するとともに、関係機関・団体同士の連携を強化することで、包括的に相談支援ができる体制を整えます。

市による取り組み

① 地域福祉活動の情報発信 **充実**

概要	市が発行している「広報かとり」やホームページ等において、市民のニーズに対応した情報を提供します。また、市民が情報を入手しやすいよう、SNS等を活用するとともに、福祉に関する情報を分野横断的にまとめたポータルサイト等の開設を検討します。
担当課・機関	社会福祉課、社会福祉協議会

② 福祉相談窓口の充実 **充実**

概要	高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮、子育て支援や健康づくりに関して窓口機能の充実を図ります。 また、分野を超えた地域生活課題について総合的に相談に応じ、制度の狭間にも対応できるよう、関係機関と連絡調整を行う体制を強化します。
担当課・機関	社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、健康づくり課

③ 相談関係者の連携強化 **充実**

概要	地域包括支援センター、障害者支援センター、自立支援相談センター、こども家庭センターなどの専門機関、関係機関との連携を強化し、適切な対応とコーディネート機能の充実を図ります。また、複雑化した相談に対しては、各機関が適切な連携を図れるよう支援します。
担当課・機関	社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、健康づくり課

④ DV（ドメスティック・バイオレンス）対策

概要	DV被害に対応するための相談や必要に応じて緊急一時保護を行うなど、関係機関との連携体制を強化してDV被害者への支援に取り組みます。
担当課・機関	市民協働課

市民や地域みなさんをお願いしたいこと

- 地域の活動や福祉サービスなどについて、調べてみましょう
- 相談できる窓口を知り、困っている人がいたら紹介しましょう
- 地域で活動するボランティアや団体は、積極的に情報を発信しましょう



2-3 サービスの質の向上

施策

誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、サービスの質の向上を図り、支援を必要とする人が必要なサービスを適切に利用できる体制を整えます。

市による取り組み

① 障害者の福祉サービスの充実

概要	障害者および障害児の自立を支援するとともに、福祉の増進を図るため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく障害福祉サービスと障害者基本法に基づく市の福祉サービスを提供します。
担当課・機関	社会福祉課

② 高齢者福祉支援

概要	高齢者の生活を支援し、介護予防を推進するために、介護保険法に基づく介護保険サービスと市の高齢者福祉サービスの充実を図ります。また、中核を担う地域包括支援センターの体制強化と関係機関との連携強化を図ります。
担当課・機関	高齢者福祉課

③ 子どもを生き育てる支援の充実

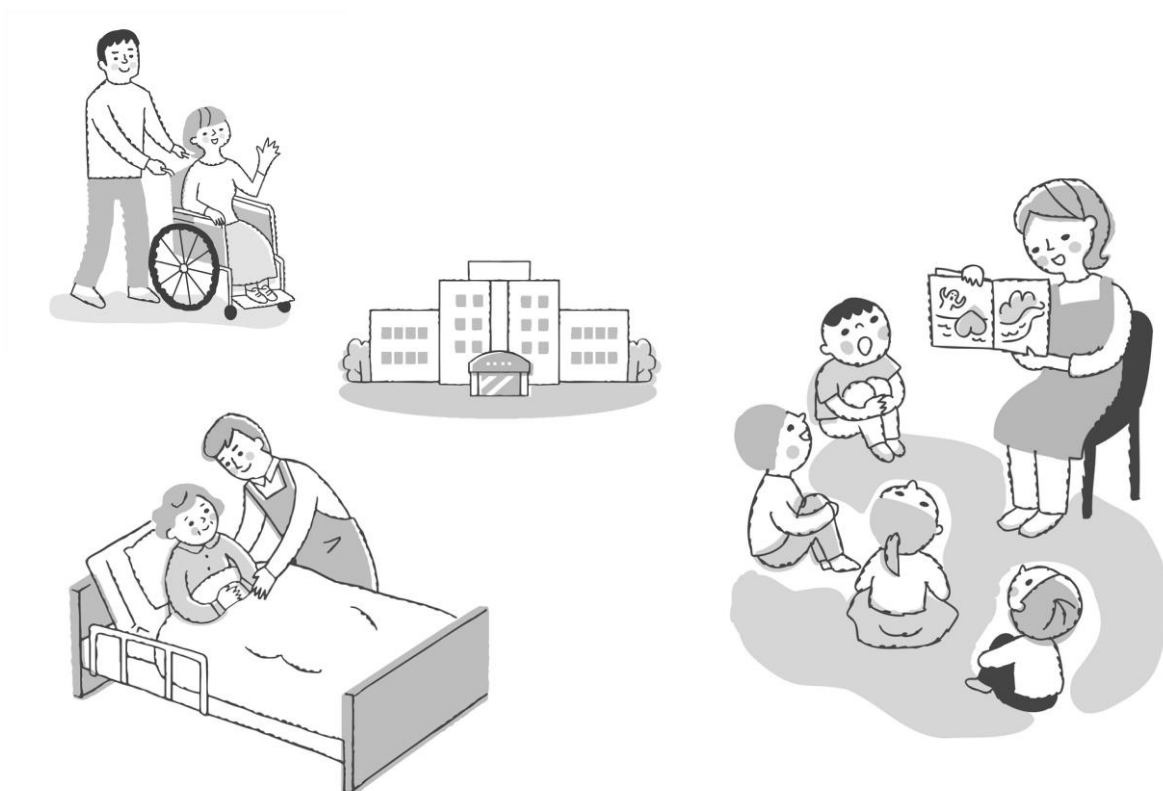
概要	子どもと家庭の多様なニーズに対応できるよう、子ども・子育て支援サービスの充実と情報の周知に取り組みます。また、妊娠から子育て期まで切れ目ない支援を行う、こども家庭センターの機能強化を図ります。
担当課・機関	子育て支援課、健康づくり課、生涯学習課、学校教育課

④ 生活困窮者への支援の充実

概要	生活保護受給者に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への相談支援や就労・自立の促進に取り組みます。 また、低所得世帯を対象に、生活福祉資金や小口資金の貸し付けを行います。
担当課・機関	社会福祉課、社会福祉協議会

市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 自分や家族に必要なサービスについて知り、適切に利用しましょう
- 地域に支援を必要とする人がいたら、利用できるサービスを紹介しましょう



3-1 災害対策の推進

施策

災害に備え、平時からの見守り活動を充実させるとともに、避難所の周知や防災訓練などの実施により災害対策を推進します。

市による取り組み

① 見守り活動の推進

概要	ひとり暮らしの高齢者や障害者など、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人（避難行動要支援者）について、地域・行政・関係機関の協働による平時からの見守りを強化し、災害時においても円滑に支援できるよう取り組みます。
担当課・機関	社会福祉課、高齢者福祉課、社会福祉協議会

② 自主防災組織への支援 充実

概要	自主防災組織における資機材の整備、訓練などへの支援を通して、自主防災組織の活性化を図ります。 また、自助・互助・共助による地域防災力の向上を図るため、市全域での自主防災組織設立を目指し、引き続き、啓発・支援を行います。
担当課・機関	総務課

③ 防災訓練・避難訓練の実施

概要	高齢者や障害者、乳幼児、妊婦など、災害時に特に配慮を要する人（要配慮者）の避難支援に重点を置く、地震・洪水・土砂災害別の訓練等を計画、実施します。また、要配慮者利用施設における避難確保計画の運用および訓練実施を支援します。
担当課・機関	総務課、社会福祉課

④ 避難行動要支援者支援体制の構築 充実

概要	避難行動要支援者名簿を適正管理するとともに、災害時の避難を実効性のあるものとするため、優先すべき要支援者の個別避難計画の策定を進めます。また、地区の自主防災組織を通じて助け合いの体制を整えます。
担当課・機関	総務課、社会福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、健康づくり課

⑤ 避難場所の周知

概要	災害種別ごとに指定している避難場所等の周知を徹底するとともに、避難行動に対して適切な情報伝達に努めます。
担当課・機関	総務課

⑥ 避難所の整備 充実

概要	避難所設置の際には、衛生面やプライバシーにも配慮し、避難者が安心して避難できるよう努めます。 福祉避難所への避難が必要な人が円滑に避難できるよう、避難場所の拡充に努め、受け入れ態勢を整えます。
担当課・機関	総務課、社会福祉課

⑦ 災害ボランティアセンターの開設

概要	地震や風水害に見舞われた際、市の災害対策本部と連携し、被災者の自立とその生活を支援するため、ボランティアの力と被災者をつなげます。また、平時から、円滑にボランティアセンターが開設・運営できるよう体制を整えます。
担当課・機関	市民協働課、社会福祉協議会

市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 自分が住む地域の避難場所と避難経路を把握しておきましょう
- 防災訓練などに参加しましょう
- 災害時に支援が必要な方は、事前に見守りネットワークに登録をするなど自ら備えましょう
- 地域に見守りが必要な人がいたら、災害時の避難について話し合っておきましょう



3-2 防犯・交通安全対策の推進

施策

防犯意識を高めるための情報提供や防犯パトロールの実施、交通安全意識を高めるための取り組みを通じて、防犯・交通安全対策を推進します。

市による取り組み

① 防犯パトロールの実施

充実

概要	防犯パトロール隊の活動を支援するとともに、青パト講習会への参加も積極的に呼びかけ、地域ぐるみの防犯活動を推進します。また、地域において防犯パトロール隊を担う人材の発掘にも取り組みます。
担当課・機関	環境安全課、学校教育課、社会福祉協議会

② 防犯情報の提供と環境整備

概要	防犯意識を高めるため、情報提供の手段を工夫して啓発活動に取り組みます。 また、防犯灯の設置や広報無線を活用した広報活動にも力を入れ、犯罪の起こりにくい環境整備に努めます。
担当課・機関	環境安全課

③ 交通安全意識の高揚

充実

概要	交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室を該当年に即した内容となるよう見直しをしながら実施し、地域で意識啓発が図れる体制を整えます。 また、市民の交通安全を確保するため、危険箇所などの把握に努めます。
担当課・機関	環境安全課

④ 交通安全施設の整備

概要	交通事故を防ぐため、適切な交通安全施設の整備に努めます。 また、香取市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の危険箇所の改善に向けて取り組みます。
担当課・機関	環境安全課、土木課、学校教育課

市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 地域の安全のために、日頃から見守りの意識を持ちましょう
- 多発する特殊詐欺などの被害にあわないよう、最新の情報を入手するよう心がけましょう
- 交通ルールを守り、交通安全を心がけましょう



3-3 移動等快適な生活環境の整備

施策

誰もが円滑に移動できるような各種サービスの充実を図るとともに、道路や施設のバリアフリー化を進め、移動等快適な生活環境を整備します。

市による取り組み

① 乗合タクシー等の利便性向上 充実

概要	乗合タクシーや循環バス、路線バスの再編など、市民の実情に合わせて交通手段の利便性の向上を図ります。
担当課・機関	企画政策課

② 移動サービスの充実 充実

概要	移動手段を確保できない人のために、通院タクシー事業や高齢者等移送支援サービスを継続するとともに、地域における有償ボランティア輸送を支援します。 また、生活支援体制整備事業等を活用し、さまざまな社会資源との連携のもと、移動にかかる各種サービスを検討します。
担当課・機関	社会福祉課、高齢者福祉課

③ 道路整備の推進

概要	関係課・関係機関との連携をより密にし、狭隘箇所の解消や歩行者の安全確保など、道路の安全対策の向上を図ります。
担当課・機関	土木課

④ 公共施設や公共的施設のユニバーサルデザインの推進

概要	市の公共施設、民間の公共的施設などについて、施設の新築・増改築等にあわせて、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を充実します。
担当課・機関	財政課

市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 移送を支援するボランティア等に協力しましょう
- 危険箇所や利用困難な公共設備があれば、市に連絡しましょう